

第 2 回県境不法投棄廃棄物の処理に関する住民説明会

日 時：平成 1 6 年 8 月 1 6 日（月）

午後 6 時 0 0 分～

場 所：西部市民センター和風学習室

司 会： おばんでございます。

お時間になりましたので、始めさせていただきます。

青森市西部地区の皆様への第 2 回の住民説明会を始めさせていただきます。

まず最初に、三浦室長からご挨拶を申し上げます。

三浦室長： 県境再生対策室長の三浦でございます。高い所から、大変失礼いたします。

先般 3 0 日に第 1 回目の住民説明会ということで開催させていただきましたが、県境に不法投棄されました産業廃棄物の処理につきましては、今年度の処理委託先を青森市内の戸門地区にあります、青森 R E R さんとしたことで、先般、説明をさせていただきました。

席上、皆様からは、説明会の周知方法が非常に不適切だと、お叱りもいただきました。これにつきましては、特に町内会長の皆様に、大変ご面倒をお掛けしたこと、申し訳なく思っております。

また、県外から集められて、県境に不法投棄されました廃棄物を県内で処理することに対する疑問。また、処理委託先の施設などに対する疑問、等々多くのご意見やご要望をいただいたところでございます。

皆様からのご意見やご要望は、先般、持ち帰りまして、知事をはじめ上司に報告いたしました。皆様からは、搬入への反対のご意見とか、試行も含めてですが、あるいは施設への不安感、こういった内容について非常に不安感をお持ちということで、上司に報告したところであります。

上司の方からは、まず説明は 1 回、2 回だけでなくということで、誠実に、また誠意を持ってお答えするようという指示がございました。

それから、この事業そのものが、国の特別措置法の中で、今後 1 0 年間という制約の中で実施しなければならないものでありますので、説明については、十分誠意を持って、考え方を説明することという指示がされております。

本日は、前回の説明会でご質問のあったことに対して、新たな資料をお渡ししまして、お答えすることにしております。更に皆様から、疑問点や色んなご質問があると思いますので、前回、聞き足りなかったこと、聞き損ねたことなどがあると思いますので、それらに対してお答えしたいと思います。

また、本日お答え出来ないものがあれば調べまして、後日また改めてお答えしたい

と考えております。

県としましては、県境に捨てられた廃棄物を一日も早く、適切に処理して、原状回復に努める所存で作業をしておりますが、運搬ルート、それから処理先の周辺住民の方々に、ご迷惑をお掛けしないように、マニュアルを整備し、対策を講ずるよう努力していきたいと思っております。

県が行政代執行という、この事業に対する皆様のご理解よろしくお願い申し上げまして、冒頭、大変簡単であります、ご挨拶にかえさせていただきます。

これから、先般の言い足りなかったご質問に対する回答をまずしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

住 民： 一番の問題は、住民の意思が「ダメだよ」と言ったときに、搬入を許可しないか。ここが一番問題です。今回の場合は、県のやり方が住民を無視して業者と契約をしてしまったと。この感情的な、県に対する不信感が強いというふうなことがありますので、まずここをどう不信感を取るかということが一番の問題です。住民の合意をどう思っているのか。そこをきちんと話しなければ、我々は説明を聞くという段階ではない。

住 民： 同じような趣旨なんです、この前出て感じたことは、全く冷静に受け止めるというわけにはいかない状況なんです。何故なのかというと、一つは全く住民に説明なしに、決定されてしまっているということだと思います。

やはり、こういうことを冷静に論議する前提条件というのは、決める前にまず住民に説明するというのが民主的な手続きだと思うのです。そういう手続きの上で、まず全く住民を無視している。

だから、話し合う前提というのは、一旦ここでやるという決定を取り消していただいて、それで冷静に話し合う環境をまず作っていただきたい。それは最低限の県の責任だと思うのです。

要するに、決めてしまって説明であれば、これは全然、合意も何もないでしょう。だからまず、決定という、ここでやるんだという決定を取り消さない限り、幾ら説明しても、住民は納得するわけにはいかないことなんです。これは、イロハのイの民主主義の前提だと思うのです。まずそこをはっきり答えていただきたい。

三浦室長： 冒頭から厳しいお話でございます。県としまして、先般、申し上げたのですが、まず、R E Rさんが、現時点でこの県境の不法投棄の廃棄物を受け入れる施設が、青森県に1ヵ所しかないということがまず一つあるわけです。それにしましても、契約をしてからでないで説明会というのは出来ない、役所ということもあるわけですが。そういう部分があって、7月13日に契約して、それからちょっと時間はありましたが、

説明会を開いたと。開催のご要望があったということもありますが、まず契約をしないと、何処に決まったということは、「形の上で」に近い部分はあるのですが、そこはご理解いただくしかないと思うのです。

住 民： 1カ所しかないんでしょう。

何カ所もあれば話は別けども、前にも話したように、1カ所しかないんだから、それで行き先はここにしたい所があるんだと。その住民と話し合いをするのが当然でしょう。

三浦室長： 1カ所、確かに1カ所なのですが、秋口から県南の方への施設も、色々、県として協力要請は働き掛けてきたんです。ですから、そういう意味で、競争入札を原則とするということを前から申し上げてきたわけですが、結果的には県南の方の準備が間に合わなかったと。施設の改良、許可の関係。そういったことで、現時点では、今年度はR E Rさんとの契約と。契約は単年度契約ですので、来年度はまた別の形で契約することになるわけです。新しい契約になるわけですが、今年度はR E Rさんとの契約ということで、先般、締結したということでございます。

住 民： はい、ちょっと。私は、地元の鶴ヶ坂の町会長をしています、倉内と申します。

先月の30日の説明会、今日、あるいは、そういう意味では私達も地元ということで、7月25日に私の所と、支村町会、戸門の3町会に、県の方から、説明がございました。私達の所は、施設の立ち上げから、現在の操業も含めて、日夜、色々携わっているわけです。

平成10年、11年、12年、短期の間に、この膨大な最終処分場、あるいは焼却施設も含めた東北一といわれる施設が完成しました。色々、前の産業廃棄物対策課の方とも、色々論議をしまして、色々話をしました。12年から13年にかけて、色々、私達と協定を結びながら一つの施設を完成させたということがございます。

そういう意味では、それ以後、施設の操業に対しては、我々もそうではありますが、業者の方々から、色々情報公開、あるいはマニュアルを作って、情報公開をなささいということで、25日の説明会もしてまいりました。

まだ、現実としてこれを止めるとか、操業しないということが、現実には可能なのかどうか。私達の役員会の中でもそういうことを色々論議しました。現実、操業している段階、あるいは汚泥、その他の物質を現在も焼却をしているわけです。我々の所には、そういうことに対しての苦情なり、あるいは問題点は伝えられておりません。そういうことでは、我々も安心して、現在2年間、操業を見守ってきたわけです。

仮に、それが地域住民が駄目だとか、許したのかではなく、私はあの施設は立派な施設だと思っております。

いろいろ30日の時に説明がありましたが、現実にあれだけきちんとした施設は、私は県内は勿論ですが、・・・をしないというふうに思って、操業を見守ってきたところではありますが、今回の県外の産廃の搬入については、私も反対です。そういうことを申し上げました。

私達は、あの施設を造る時、県にも申し上げたけども、県外の搬入については、まかりならないと。こういうことを口頭で申し上げました。県でも、そういうことは恐らくないだろう、ということの認識でありましたが、現実には、こういう思ってもいないようなことが発生した。こういうことをどうするのか、我々3町会でも、色々論議をしました。

やはりこれは、本来、大気の問題、あるいは環境の問題に対応する、情報公開を今より、より細かくして発表をすることによって、地域住民の理解を得ると。これが最良の方法だと認識しているわけであります。この場で、そういうことを申し上げれば、「操業することを賛成してるだろう」と。こういう捉え方になると思いますが、私達が敢えて申し上げるのは、今まで、立ち上げた時から、今回までの問題を一つ認識をしながら、敢えてそういうことを申し上げているわけです。

確かに、この問題、大変問題です。私も先日、田子の現場に行ってみりました。非常に地域住民としては、大問題だと。これを一日も早く撤去していただきたい。青森に持って行くのも大変だろうけども、青森の皆さんでなくて、やはり八戸だ、あるいはその周辺の住民の決意を持って一つやらなければ、大変な問題だろうと。青森で駄目だと言え、そこに残るわけですから。残るということは、地域住民に公害も含めて、大変なことになる。

そういうことを認識して、今現在、うちの方でも慎重にやるべきだという方もおられますが、これは敢えて、反対ではなく、何回でも地域住民に説得をします。そういうことが私は必要だと思います。そういうことでは、何としても、私は、今日は最後の説明会だということを知りながら、こういうことを申し上げるのですが、そういう意味で、私も必ず賛成をするということではございません。

何故かという、皆さんも同じだと思いますが、立ち上げには、大変大きな社会問題として、私達は取り上げて闘ってきたわけであります。色々な意見があると思いますが、どうぞこの場で、皆さんの意見を聞いて、県では対応していただきたい。

地元としては、そういう3町会では、そういう考え方で一致しているということがございますので、敢えて、この場で、そういうことを申し上げておきたいと考えております。

大変、長くなりましたが、地元の3町会としても、考え方は、こういうことであるということの一つ理解していただきたい。

以上でございます。

三浦室長： 今、情報公開を十分して欲しいということとか、説明会を何回も重ねて欲しいというお話がございました。これは、今日1回でこの説明を終わるという考えはもっておりません。また新たなご質問なりが出るでしょうし、それについてはお答えしなければならないし、納得いかない分については、何とかお話をさせていただきたいと考えております。

ただ、今もお話にあったように、この県境の廃棄物、確かに県外から来た廃棄物ではありますが、現時点では青森県の中に不法投棄されているという現実がございます。これを早く撤去する必要というものがあるわけですので、皆さんに対する説明、確かに遅れた分、これは我々はお詫びしなければならないかもしれません。お詫びする必要もあるかもしれません。それを前提にして、色んなお話し合いをさせていただければと、これはよろしくお願ひしたいと思います。

住 民： 先ほどの室長さんのご挨拶の中で、知事にも上司にも報告したというようなお話がありましたが、本当に私達住民が、この前、30日に集まったほとんどの人が反対であると。白紙撤回して欲しいと言ったことを本当にそのまま伝えていただいたのでしょうか。

先ほどの方もおっしゃっていましたが、まず、民主主義の問題にも関わってくると思います。私、この前、30日のお話を聞いていて、今日のお話も聞いていて、田子の教訓が何も生かされていないのではないかと強く感じました。この地元住民の声を無視してきた結果、田子で全国最大規模にまで不法投棄を許してきたという、そういう教訓が生かされていないということを指摘したいと思います。

この県境の不法投棄は、そもそも千葉市の生ゴミの三栄化学工業が、田子に持ち込んだことが始まりで、私は当時東京に住んでいたのですが、地方は都会のゴミ捨て場でないということで、全国的にも大変問題になりましたよね。

この時に、地元、田子の農業委員会では、農地法違反だということで、厳しい処罰をして欲しいというふうに、県に申し出たのに、県はそれを取り上げずに、反対に中間処理業者としての新たな許可を与えたりして、それをいいことに、三栄化学工業は、不法投棄をエスカレートしてきたわけです。こういう県の責任があるわけです。

そして、この点について住民の人や、また県から委託された不法投棄の監視員、それから当時、三栄化学工業で働いていた作業員からの内部告発など、何回も出ているわけですよね。そういうものも取り上げてこなかったというようなこと。これが取りも直さず、地元住民の声を無視してきた結果、この様な膨大な不法投棄に繋がってきたと。香川県豊島の1.8倍にもものぼるような、そういう規模だということですよ。

ですから、そのことを本当に地元の人達の声に、真摯に、誠実に、聞く耳をもってこなかったという県の姿勢が、凄く問題です。その後も、不法投棄された産廃を撤去する過程の中でも、県は当初、住民の人は全量撤去をして欲しいと言ったのに、封じ

込め対策をとりましたよね。そんな時も、決めてしまってから、田子の皆さんに説明して、猛反対にあったわけですよね。

そういうような、住民の声を聞いて、意見を聞いてから、県としての施策に反映させていくという、そういう姿勢が全く欠けているわけですよ。そういう田子の教訓が、今回、この産廃をこの青森市に搬入させるとする点についても、全く同じ過ちを繰り返しているんだと思いますよ。

最初のボタンの掛け違いがあるわけです。先ほどの方もおっしゃったように、決める前に、何故、地域の人達に、「今、こういうことを県で考えている。」ということでも理解を求めなかったのか。そこが一番問題なのです。

今更、決めてしまってから、私達の意見を言っても、それを聞き入れるというつもりはあるのですか。あくまでも、理解を求めていく、県の施策だから理解していただくよりないという形で、県の考えを私達に押し付けていることになるわけです。

しかも、この問題は、単なるゴミではないわけです。30日の説明を聞いただけでも、非常に有毒な廃棄物が持ち込まれているというようなことを説明受けたわけですから、私達に理解してくれと言っても、私達の声を県政のこの廃棄物行政にどう反映させてくれるのか、そのへんをはっきりしないで、ただ何回でも理解を得るまで説明をしますというだけでは、私達は納得出来ないわけです。

是非、理解をもとに、住民の理解を得て進めていくというのであれば、我々の意見をどう反映させてもらえるのか。私はやはり、一旦白紙に戻して、それから色々、皆さんの疑問にも応えていくし、皆さんの色んな提案を聞いていきましょう、というような態度でなければ、住民の皆さん、県の押し付けに黙っているわけには、今回はいかないと。こういう気持ちで皆さんは参加していますので、そのへんをきちんと答えたいと思います。

三浦室長： 今、お話がありました、冒頭の上司に本当に報告したのかというお話ですが、これは白紙撤回というようなご意見もあったと。それから、施設への不安感も大変に大きなものがある、というようなことなど、そのほか出たご意見については報告しております。

それにつきまして、上の方からは、まず説明会を何度でも重ねて、理解してもらうように努力しろ、というような指示があったところでございます。ですから、今日2回目、これからまた開くことになるかもしれません。

ただ、契約を白紙撤回ということについては、これは県境の不法投棄廃棄物は処理しなければなりませんので、これはやはり、それはそれでまた早く、一日も早く撤去しなければならないということもございます。

そういう点では、そこの部分は是非ご理解いただいて、また皆様からのご意見、これをどうこれからの施策に反映させていくことが出来るか。そのへんはご理解いただ

くしかないかなと思っております。

住 民： 別のことでちょっとお願いがあります。

説明会、今日あるわけですが、その後で、実は時間をちょっと借りておまして、その後で皆さん、県の方が帰られた後、皆さんの意見の集約をしたいと思います。それで、その時に、西部地区には、今の産廃の問題。それと青森空港の、

住 民： あなた、何？

住 民： うちらは陳情書を出している、県の方に問題提起の陳情書を出している、要望書と、

住 民： あんたの仕事、どういう役目をしているか分からなくて、何なんだと。こういうふうなことなんだけども。

住 民： ですから、それは、今の終わった後に、皆さんの、

住 民： 終わった後に、何をどうするかということは、今、あんた言ったけども、どういう立場でそれをやろうとしているのか分からない。

住 民： 今、問題提起をした、そもそもこの説明会を開いてくださいという問題提起をした人間です。青森空港の水の問題、それについて問題提起をした。今、新たな出てきている、孫内に産業廃棄物の処理場が出来ると。その建設計画がある。その三つをセットで皆さんに考えてもらいたい。そういう意味合いで、

住 民： 誰か司会して、県の方で司会して。

住 民： 何か分からないんだよ。

(一斉の発言)

司 会： いいですか。先ほど、穴水さんの方から質問の前に少し時間が欲しいということだったので、今多分、手を挙げられたんだと思いますが。

今の県境の廃棄物の処理の問題についてご質問のある方。

住 民： 平岡の松岡といいます。この間もちょっとお伺いしたけれども、田子の廃棄物について、田子の側から、現地で処理するから施設を建設していただきたいという申し入

れが県にあったはずです。そうでしょう。それを県が断わっていますね。その断わったのは、どういう理由で断わってきたのか。田子側の町民として、現地処理をしたいと、だから、施設を建設してもらいたいという申し入れですが。何でそれを許可しなかったのか。

それともう一つ。その時点で、県は、このゴミをどう処理しようと考えていたのか。この点、お願いします。

三浦室長： 最初のご質問ですが、町の方から県で施設を作って欲しいというご要望がありました。ただ、今、この撤去、あるいは撤去の前の色んな工事、それらを含めて、県の財政などがあるわけですが、更にそういう処理施設を作るということになりますと、また、容量から規模からいきまして、400億、500億かかるということで、県としては、今の財政状況からはとても出来ません、ということをおし上げておりました。

ただ、町なり、あるいは民間会社が、そのために田子町に作る、あるいは近辺に作るということであれば、これは県は説明など、色んなご協力をしながら、県としては拒否することは出来ません、というお話も併せて申し上げてきたのです。今のところ、そういう第3セクターとか民間業者が、町にそういう施設を作るという状況には至っておりません。

それから、そういう施設建設を財政的な理由をもとにお断りしたわけですが、その段階でじゃ何処で処理していくかということではありますが、もちろんこの青森市の施設もありましたし、さきほど申し上げましたが、まだ準備が整っていないのですが、県南地域にも、二つ、三つの施設がございます。今の段階ではまだ稼働というか、廃棄物については受けることは出来ないのですが、秋以降、ちょっと深い秋になるかもしれないませんが、民間業者がこの廃棄物に対して処理に協力するというようなお話もいただいておりますが、今の、同時にいくことにはとても、ということでもあります。

住 民： そうすると、その時点で、もう既に青森で処理をするという基本的な考え方があったわけですね。

三浦室長： 施設の候補としては当然ありました。ただ、まだ決定でもないわけですし、何度も申し上げておりますが、やはり契約をしてからでないと、これは出来ない。

住 民： そういうことでない。県が財政上、これは出来ませんよと。その時点では、処理する能力があるのは、やはり新城の地域にありますよと。したがって、その時点で、新城で処理しようという考え方があったということなんですね。

三浦室長： 特管物に対応出来る施設ということでは、当然、候補の一つにはなったということ

は、今からいえると思います。

住 民： 候補の一つじゃなく、最初からそういう考え方にたっていたということなんでしょう。

三浦室長： ですから、契約する前までは候補の一つというふうな位置付けになると思うのです。

住 民： だから、処理能力があるのは新城が1カ所なんだよね。田子で現地処理施設を作ってもらいたいというのを、県が拒否した。だとすれば、その時点でもう青森で処理する、処理能力があるのは青森の施設で1カ所しかないのだから、青森でやれる、という考え方に立っていたということでしょう。

三浦室長： 青森にもそういう処理施設がありますと。県南にもありますと、いうことは考えていました。

住 民： 県南のそういうのは、青森の施設に比較して、前回の説明会にも、能力的に大分差がありますよということでしたよね。しかも、年末になって稼働するかどうか、という話でしたよね。だとすれば、くどいようだけでも、田子の建設要請をお断りしたよと。その時点で、新城で処理するという考えは県にあったよ、ということですか。

三浦室長： 施設として、青森市に運搬可能だということは分かっておりました。

住 民： はい、分かりました。

住 民： 一番確認したいことは、地元の理解を得るというふうな話をしていましたが、理解を得なければ搬入はしないのですね。

三浦室長： 仮定の話になりますが、県の立場では、理解をいただいて、その初期目的に近付けていきたいという考えでございます。そのへんは理解いただければと思います。

住 民： 理解を得られなければやらない、搬入しない、ということをきちんとして、説明会を開く前にこの点をきちんと確認して、理解を得なければ搬入しませんよと。そこをきちんと話をしてください。

三浦室長： 先般、試行のお話をしました。試行しないと、安全性なども確実なものに出来ないというお話をしました。しかしそれは、先般の皆さんのご意見もありまして、試行に

については今まだ見合わせている段階であります。

ですから、今、おっしゃいましたように、皆さんのご理解を得られなければ、なかなか計画通り進まないであろうということは、そういうレベルのお話は聞いておりません。

住 民： 誰も理解していないんだね。やめなが。やめて新たにやってさ。

住 民： ここね、理解されなければしないと。ここをきちんとこの場で話を、今の形でしてもらって、それで、その後初めて地域の説明とか、そういうことになると思いますので、ここをとにかく理解を得られなければ搬入しないということをきちんと話をしてください。

三浦室長： 理解をいただければ、この計画はなかなか前に進まないだろうということは申し上げられます。そのために、こういう説明会を開いているということでございます。

住 民： ということは、白紙撤回はしないということでしょう。

三浦室長： 現時点では、白紙撤回は考えておりません。皆さんへの説明会、ご説明などについて十分尽していきたいということでございます。

住 民： 先ほども話をしたけども、一旦、決定を取り止めて、白紙撤回で取り止めて、県や何かはどういう場所が候補に上がって、経済性、安全性、合理性があるかということの説明してくれれば、初めて我々も聞く耳を持つだけども、決まったことを了承するまで、ただ説明をするというのであれば、これは誰も聞く耳も持たないし、感情的にならざるを得ないと思うんです。

要するに、色んな候補地を検討したわけでしょう。合理性、県外も含めて。こういう場所はどうか、こういう場所はどうかということで、色んな安全性、経済性、県外、県内、色々検討したと思うんですよ。それを、決める前に、まず一旦白紙に戻して、そして説明するのであれば、我々も聞く耳を持つけども、決めたことを押し付けるのであれば、何度も言うようだけども、全く非民主的だし、前提が成り立たないという。

だから、皆、聞いている人達も、まず1回は戻して、そしてどういう具合に合理性があって、新城が候補にならざるを得ないかということの説明するのであれば、それならば分かるけども。それ以前であれば、決めたことを説明するのであれば、誰も納得しない。だから、合意も全く出来ないと思いますよ。どうですか。

三浦室長： 契約の白紙撤回、それは県としても出来ないことではありますが、皆さんのご意見は

十分伺うと、皆さんのためにしていただくと。それが、理解いただくまでは、やはり計画というものはなかなか前に進まないということは、これは言えると思うのです。

住 民： それじゃ、住民の合意がなければ、合意を得るまでは搬入しないと。一時ストップして、皆さんの合意を得るまで搬入をストップすると。そういうことはどうですか。そういうふうに理解していいですか。

三浦室長： 合意というのと、我々、人の言う理解というのはちょっと意味合いがあるかもしれませんが、何度も申し上げますように、説明会は何回も行うようにという指示はされておりますので、そういう前提で説明をしていきたいと考えております。

住 民： ですから、住民の皆が理解をするまで、する前には搬入をしないと。

三浦室長： 試行といいますが、まずは試行が先になるわけですが、試行して初めて色んな安全性とか危険性とか、そういう議論が出来るわけですが、今作ったマニュアルだけは、今考えたことだけですので、そのへんはまだまだ十分ではない部分がありますが、ただ、試行して実践して初めて安全性とか危険性が実証できるという、我々は考えを持っていたわけです。皆さんのご意見が得られるまで、試行についてもこれはなかなか進まないかな？という思いはあります。皆さんの強い意思是、明日戻ったら上司に伝えていきたいと思えます。

住 民： 今までの意見を聞いておりますと、地元の理解を得るといってお話が出ておりましたが、私共は田子の不法投棄は、テレビで問題にもなっておりますし、一日も早く、あの産廃の不法投棄を解決してもらいたいということを願っているものです。

したがって、我々に対する説明は十分にしなければならぬけれども、今の段階だと、具体的に我々から理解を得るといふことについて、どういふことを我々から提案をして、その提案について、県としては出来ないことと出来ることあると思えますが、具体的に住民として、こういうものをやってもらいたいといふことがなければ、県としても対応の仕方がないんじゃないかと。

だから、我々の方の側も、運搬についてはこうしてもらいたい。それから処理についてはこうしてもらいたいと。適正処理、住民にご迷惑を掛けるような形での処理といふことは出来ないと思えます。私もそういうことは絶対排除してもらいたいといふ意見です。

もう少し具体的に、県に対して、我々はどうしてくれと。かなり資料は出ていますよね。この基準以下になっていきますし。ですから、我々が理解得るといふためには、何をどうしてやってもらえばいいのか、という意見も出していかないと、これは県の

方も対応の仕方がないんじゃないかと。こういう感じがいたします。

住 民： 前も来たのですが。この投棄されたものを処理するには、10年も掛かるわけです。なんとしてもやるとなれば、私達は「いいじゃ。」という返事はなかなかできませんけれども。

そこで、健康管理についてお伺いします。先月の説明では、障害保険、保障、障害基準に基づく保障はするという説明があったのですが、それに対しての施策は何も示されておりません。

それから、操業以来、これは会社の方に聞いたかったんですが、操業以来、現在までに障害者が出ていると聞いております。その点はどうなのか。処置はどうしたのか。

それからもう一つ、会社に聞きたいのですが。立木の立ち枯れ、保障はどう処理されたのか。そしてこれは、恐らく煙突を高くしたんですね。それは、立木が枯れたから、これは人間に対して影響があるから入れたと思いますよ。そのところ。

それから、今、リサイクルの建物があります。その上に、高い建物が作られています。それは何の建物ですか。

分かりませんか。

じゃ、後でもいいです。

これは、どうしても廃棄をやっていくのであれば、やはり、立会い検査を月に何回やるとか。地元の代表者を、関係する、煙の流れる町会をとというと、大体7名くらいだと思いますが、こういうのは、合同検査を実施するとか、そういう安全を考えているとか。そういうものの説明が必要だと思います。

それから、私達、最近、サッシの網戸の下、積ってありますよね。水が流れて、ゴミが溜まる所。あれが凄く多くなっているんですよ。灰。多分、あの中で今燃やしている灰だと思いますよ。だから、ああいうのは検査しなければならないと、私は思っております。そういう点で、一つ何とか考える必要があるのではないかと考えております。

それから、これは細かい話だけでも、県の方で、回覧してくださいと。そういうことを私達にお願いされました。ところが、ここで回覧するとなれば、何万円という金が掛かっているんですよ。そういうものを普通に回覧してくださいと言ったら、用紙を、枚数よこして、毎戸に回すようにしないと、駄目なのではないですか。

三浦室長： それにつきましてだけ申し上げますが、さっき冒頭でご挨拶に申し上げましたように、県として配慮が足りなかったと思います。今度、こういう機会の時は、必要な部数をお送りしたいと思っております。

私の配慮が足りなくて、大変申し訳ないと思います。

前の方のご質問について、今、答えられる分については申し上げます。

山田副参事： 健康被害の保障の話ですね。前回話をしたのは、私が説明したのは、もしある工場から出た物質によって、健康が害されたということが分かれば、それはその工場の責任になります、という説明はいたしました。そういう趣旨で私は説明したのですが。それはその時の健康被害の程度とか、過失の程度とか、そういうものによって判断されますが、それが今一般的に、このくらいであればこのくらいだというのは、あれですが。それはその都度、その都度、場合、場合によって判断されると思います。

住 民： そういう健康の問題で何かあれば、業者が全部あれするということですか。県で関係ないということですか。

山田副参事： やはり、基本的には事業をしている事業者が責任をもってやりますので。ただ県に責任があるのかというと、どういう場合かということ、私も想像つかないのですが。例えば、例えば県がそういう有害な物質が出るとわかっていて委託したとか、例えばですよ。そういうことがあれば県もその責任を取るということも有り得るでしょう。ただ、一般的には、その工場の責任だと。

住 民： それがあるんだよな。前に勤めていて、業者がきて示談したそうだよ。

山田副参事： その話も前回、お話ありました。そのお話、R E Rに確認しました。R E Rの中ではそういう話はなかったと。

住 民： おら達が見ても分からないわけよ。だから色んな、工場の中でなんでも写真を撮ってあるわけ。爆発したとか何とかの話も。こういう新聞の話もそうだ。説明は何もない。これで、こういう業者に仕事を任せるのは、とんでもない話。

山田副参事： その新聞は、報知新聞か何かでしょうか。それは穴水さんからとってもらって確かにやっています。その内容も一応見ました。それは、その内容は、廃熱剤、最終的に廃熱を発電に使うということで、廃熱ボイラーがありますが、その廃熱ボイラーから発電に送る電熱管、その所が詰まりやすいと。

住 民： そういうことは説明しなければ駄目じゃないか。

山田副参事： そういうご指摘がありましたので、穴水からさんそういうご指摘がありましたので、穴水さんから記事を送ってもらってそれを確認しております。そういうことで、

改修とか増改築ですか、そういうことをやったということはありません。

住 民： 先に説明しなきゃ駄目じゃないか。

司 会： 今日実は、ご説明するものを準備して、大体20分くらい最初にご説明したいと考えておりましたら、いきなりご質問が始まりましたので、事前に

住 民： 同じ話、ここで繰り返しても駄目。それはやめて、新たに、皆の意見を聞いて、もう1回最初からやらなければ駄目だと。私達は反対だ。

司 会： 前回、ご質問のありました件については、回答を準備して参りましたので、そのことをまず話をさせていただきたいと考えておりました。

山田副参事： 立ち枯れの話ですが。私も現場周辺見て歩きました。私が見た限り分かったのは、施設の手前、RERから1キロとか、杉の立ち枯れがあったのですが、多分それとは違う話だと思うんですが。杉ではないんでしょう。

住 民： 立ち枯れした所、大体約200本あったんだよ。今、高い所に建物を建てたんだ。それで無くなった。分かる。分からないでしょう。

山田副参事： 施設は、炉がある所。

住 民： 上の方にあったでしょう。

山田副参事： 最終処分場に行く途中ですか。

住 民： そう。燃やす所、あったでしょう。その上に建ったんですよ。

山田副参事： 山の方に最終処分場ありますが、その途中に道路がありますよね。

住 民： 左側にあるんですよ。

あそこに、大体200本くらいの立ち枯れがあったんですよ。今はない、切られて
いるから。だからそういうことが起きていたのさ。だから、私達、結局、そういうこ
とがあるから反対しているわけ。

山田副参事： 立ち枯れは、何時ころの話ですか。

住 民： 何時ころって、あの施設を作っているでしょう。あったんだもの。

住 民： 緑のあれを切るというのは、それは法的に違反だよ。

住 民： だから、それはまあ一つのあれだからいいけども、それはそれでいいんだ。でも、
現実にそういうことがあったわけだから、人間は障害を受けるはずだから、必ず。
葉っぱもまくれているし。

山田副参事： 葉っぱがまくれているのは、現在でもそうですか。

住 民： そうだ、そうだ。

山田副参事： そうすると、炉の近くの。

住 民： そこまで見てきた？

山田副参事： 我々も入ってみました、それは・・・我々の方でも確認してみますが、
リサイクルの施設の上に、高い建物というのは、今も、

住 民： だから、今は立木の

山田副参事： その話ですか。それはまた確認してみます。それはまた確認して、立木の立ち
枯れの件と併せて確認します。

それから、合同の調査といいますか、合同の立ち会いといいますか、今現在は、
鶴ヶ坂さんとか、支村さん、戸門さんは、協定を結んでですね、いつでも随時立ち入
るような協定を結んでおります。そういう方法をやっていますが、ここの辺り、新城
とありますが、一つあるのは、事業者の方で自主検査という形で、煤煙の濃度測定を
します。これは、濃度測定は半年に1回、ダイオキシンは年に1回、その記録が必ず
自分の所の工場に備えつけておいて、誰が来ても閲覧できると。閲覧させなければな
らないというシステムになっています。

実際、RERさん方では、煤煙測定については、概ね3ヶ月か2ヶ月に1回ぐら
いずつやっています。ですから、そういう形で記録を見させてもらうと。

それから、RERさんの方、一般的には施設の見学ということは受け入るといいま
すか、今日もその話をしようと思っておりますが、カラーのコピーを今日お渡ししまし
た。これは簡単なフロー図ですが、ここで私がこういうことを説明してもあれですし、

R E Rさんの方で、施設見学会をやりたいという話があります。日程については、これから調整しますし、それから一度に大体14、5人程度ですので、もし100人とかになれば、ある程度分割してやるとか、そういうことも相談しなければならないと思っておりました。

住 民： この施設は、立派だと思いますよ。けども、この中ではそういう問題が、煙突から出るものが、やはりどうだと。

住 民： 今の立ち会い人の話けども、検査の。戸門とか近い所は、それは良いかもしれない。10mかいくら上げたいと。上げれば上げるほど、遠くまで飛ぶんですよ。それが新城までくるでしょう。

住 民： だから、この間言ったとおり、煙突は、

住 民： そういう流れになると、新城の方も白旗野、・・・、平和台、みんなに影響あるわけ。だから、そういう人達も全部併せて、調査をする場合はやはり立ち会いをしなきゃ駄目だと思いますよ。戸門と鶴ヶ坂だけでは、私は駄目だと思います。

山田副参事： そのへんは、事業者さんの方の意向もあるでしょうけども、それは事業者にもお伝えしておきます。

煙突の灰の話。これは、今日お渡しした排ガスの測定結果というやつ、半ぴらの紙ですね。それに載せていますが。バランスの所を見ていただければ分かりますが、ずっと測っています。0.00、これは測定する業者がいます。ちゃんと国の認定を受けている業者です。その結果が、0.001未満と。これは機械と・・・測定方法で測って、ここまでしか測れないんですよ。0.001までしか。その測れる数値を下回っていると。決められた測定方法というのがありますが、その結果測って、0.001までしか測れないんですが。更にそれを下回っているという状態です。

住 民： これは何処を測っているんですか。

山田副参事： これは、煙突の部分です。煙突の出る所です。そういう結果が出ています。その他、ダイオキシン類の基準がありますが、下回っております。そういう結果です。

住 民： もう一ついいですか。田子の山には廃棄物が63万トンある。それは、どういう測り方でそういう量を出したのですか。

山田副参事： これは、あくまでも概算なのです。一つは、電気探査という、電気を土に流して、電気の抵抗を測って、抵抗で普通の土とゴミとでは抵抗が違いますので、抵抗の違う部分を大体大まかにだして、大体この辺がゴミだろうということで、電気探査でやっています。それからボーリングを掘って、ある程度掘って、ボーリングの結果、ここはゴミ、ここは土だという形で、そういうものを総合して、概算で計算しています。あくまでも概算ですから、概算の仕方も危険側にとっていますので、67万と。

住 民： 67万、もし測り方が悪ければその倍あるかもしれないよね。

山田副参事： ただ、元々の谷地形を測っています。元々、谷を埋めてやっていますので、元々の谷地形の谷の容量を測っています。それと比較をしていますので、大体67万前後。問題は一番下の土壌ですね。元々の土壌。地山の土ですね。これがどうなっているかまだ分からないと。

住 民： 航空写真でいえば、今から一斉に調査の場合は、10年毎に測るでしょう。そうすれば、高さは分かるでしょう、高さ。それは全て高くなった部分は・・・ということになるんですけども。

山田副参事： 森林の方で、確かに航空写真、国の補助の関係で5年に1回測っています。県の方でも、合同検討委員会という先生方がおられましたときに、そういう5年毎の写真を見ればある程度分かるという話がありました。そういうことで、ある程度やっていますが。一番分かり易いのは、元々の谷地形だったということと、殆ど谷が埋められていますので、埋められた谷ですね。これの計算と、ボーリング結果、電気探査、そういうものでこういう数字になりました。

住 民： 二点質問あります。

一つは、田子のゴミの中に、ポリ塩化ビフィニールは全く無かったのですか。どういう調査をして、どういう具合に、色んな建築物などの廃材の中には付着している部分も必ずあると思うので、その検査の方法と、全くこれでは無いように書かれてあるので、それをまず一つ質問します。

それから2番目に、市では合意なしにやるなということを使ったというのですが、具体的にその文書を我々に、市の環境政策委員、市自体でのこの新城へのどういう回答を進めるようにしたのかという文書があったら、はっきり文章を我々に示していただきたいのですが。市が合意なしにやればいけませんよという具合に言ったというのですが、この前、市の環境政策委員の方が言っていましたよね。その文書をきちんと我々に示していただきたいと、その二点です。

山田副参事： 市役所さんの方から、県の方によこされた文章の話でしょうか。

住 民： はい。

山田副参事： それはコピーして、すぐお出しします。それからPCBですが、検査方法ですよ。ちょっと今私も詳しくないので、どういう検査をしてPCBがないということを確認したかということですが、ちょっとこれは宿題ということで。

住 民： 鶴ヶ坂の倉内であります。先ほどから、色々、同じ意見、あるいは特定の人だけ発言する。やはり今日見ていると、前回よりも若干少ない人数。こういうことは、私はある意味では必要だと思いますが、もっと具体的に、どうするのか。あるいは、この中からお話をする定員を選ぶとか。あるいは絶対反対だという人と何十回やっても、これは、県では決めたと。やるんだと。一人の人は同じ発言で、絶対駄目だと。こういうのであれば、なかなか進行はなくて、私もゴミの部落ということで、昭和40年代から市の最終処分場、今、大平のクリーンセンターですが、そういうような施設の中で、何十年も生活をしてきました。

今回の県の問題でも、産業廃棄物の最終処分場も含めて、色々条件をつけながらお話を進めてきた経過があります。そういうこと、先ほど申し上げたように、やはり施設を65万立方という膨大な最終処分場、あるいは今稼動している焼却施設、あるいは市のリサイクルをやっている施設。やはりこのようなことをやるについても、色々話し合いをしながら、最終的に結論を出してきたと。

県の今の考え方からすれば、先ほど何回も言っていますが、確かに、最初のスタートが非常にまずかった。何故そうかということ、田子のことを我々は5月か6月ころから田子の問題を新聞紙上で読んでいながら、7月の24日に、一番初めに私の所、地元に来たと。まだ1ヶ月経っていないでしょう。こういうことで結論を出せということであれば、大変無理があるんですよ。そういうことを考えて色々発言しているんですが。今後、現地調査も含めて、処分場の施設でなく、色々出る問題を集約して、現地で何回も専門家を交えて丁寧に調査をするということをしなければ、同じことを堂堂巡りやって、またやる、またやる。そういうことが現実に搬入が遅れることになるし、田子の住民に大変、田子は関係ないと言われればそれまでですが、同じ住民として、現場を見てきた人にすれば、大変なんですよ。私もそういうことを実感しました。

そういうことを考えれば、もうちょっと前向きの姿勢、あるいは今日来ている県のメンバーも、全く同じメンバー、変わった人がいないわけですが。そういうことであれば、来る人も同じ、答える人も同じということであれば、やはりそこに何か前進的

な発想がなければ、私はこの問題は解決しないと思うし、地元でも色々これから合同の話し合いをしてやるということについては、マニュアル、あるいは情報公開等も必要と思っています。ただ、現実はまだその段階ではないということでもありますから、こういう会議の中で、・・・ということと、絶対に反対であると。油と水を一緒にしても、これは絶対中和しないわけですから、そのことを十分にご理解を得て、お話をしなければ、私は進まないということがありますので、一つ、県の方もぜひ、前向きな考え方をお聞かせしたいと思っております。

以上です。

住 民： 440億円もこれから掛かるというのであれば、県境で燃やした方が良いのではないか。施設を作って。何でこっちの住民の傍まできてやらなきゃならないのさ。

山田副参事： その話は、前回もお話しましたが、あそこにそういう施設を作るとすれば、まず施設を作るのに500億かかります。その施設で全部処理するとすれば、その施設に500億円。当然、その施設を運転しなければならない。油を使いますので。それは結局また、今、RERさんに1トン当たり2万8千円をお願いしていますが、そのほか維持費とかがありますが、やはり運転費は掛かるんです。建設費プラス維持費

住 民： 東奥日報によれば、10日に県庁に共産党の新城の支部の方々が、申し入れに行っていますね。その中でも、住民の合意を得ずに、青森市への搬入を強行しないということ、こういうふうに言っているんですね。3つのことを挙げていますが。これは、先般、30日にもこういうことが、皆の中から出ていました。今日また、冒頭から県のやり方はどうだと。なかなかこの状態では進展もしないし、納得しないのではないかという声が、非常に多いものではないかと感じられます。

問題は、やはり県の政治に対する考え方、民主主義のあり方というのは、非常に大事な、国家の権力が、主権が人民にある。人民の意志に基づいて運用される政治こそ、もっともふさわしい政治なんだということを、憲法をはじめ、その他の法権でも言われています。

例えば、環境影響評価ということにも、あるいはまた環境基本法にも謳われています。そして、特に具体的には、環境基準を超えた評価、いわゆるアセスメントですね。この中にも、まず第一に住民の健康がどうなのか。そして安全なのか。こういうことが非常にきちんと評価しろということも言われているのです。この評価、お粗末ながら出ているんですが。

そういうことから照らして見ても、本当に社会生活のあらゆる面で、民衆の自由と平等を尊重するということを根底にして、住民の意思に基づいて運用されていくという政治こそが基本であって、それを冒頭からないがしろにして、先ほども言われたよ

うに、わずか1ヶ月かそこらでやりますか？というような状態でしょう。それで納得されないわけですよ。膨大な危険物を何年も掛かって運搬していく。しかも肝心な所には、まだそのことははっきり調査していない。こういうことですよ。これが良いのかということなのです。

したがって、非常に大事なことは、本当にここまで155キロも運ぶ前に、ここにRER業者と契約する前に、安全な処理の方法は何なのかということのを第一に考えてみて、県内はここ一つだということ、その前に、そのことは先ほどの方も言いましたね。専門家を交えて、本当に安全な処理の方法はどうしたら良いのか。そこからくると、金銭の問題ではないですよ。

安全だ、安全だと言ったあの原子力でさえも、手抜き工事、不具合な点があったじゃないですか。今もしこの事故が、ここで、このことによって起きた場合、地元の企業が、業者がしてきたから、その場合はそこに責任あるとか、そういう話も出ています、県の方では。だけども、契約した本人は県でしょう。またやった業者に対する監督があるでしょう。その責任はどうするんですか。そういう立場に立たない人間、ここではっきりとしたデータを示していないで押しつけている、ここに問題がある。

だから私は強調したい。この共産党の申し入れの中で、あるいは30日にも言われたように、住民の合意を得ずに、青森市に搬入を強行しないことということ。この件について、はっきりと明確にお答え願いたいと思います。 以上。

山田副参事： 最後の話について、後で室長の方からお答えします。

今のお話の中で、危険な物、一番大事なことについてまだ調査していないという説明があったというお話がありましたが、前回も私は説明しましたが、この現場は何が問題かというのは、揮発性の有機化合物、今日お渡ししました資料にありますので、調査した結果。その有機物化合物です。黒いマークがついていますが、それが基準を超えている部分です。その有機塩素化合物が揮発性でありまして、掘削する段階で殆ど出てきます、ガスとして。このことについては、県の技術部会の先生方の中でも、このガスがあるがために、この濃度であるがために、特別管理産業廃棄物という処理をするのですが、ある程度これを掘削して積みこんだ段階で、もう特別管理産業廃棄物になくなったんだと、揮発して。そういう議論もありました。

それから、作業する人の健康にも関わりますので、労働局、昔で言う労働基準局ですか、今は労働局といいますが、ここにも事前に相談しています。このデータを示して。こういうことで色んなことがあったということを話していますが、基準局の方でも、現場は密閉した室内ではないと。開放された場所だと。そして、濃度的にもこの程度だということで、殆どのものは積み込みの段階で、揮発性ということで抜けてしまっだろう、という話はしています。

そういう意味で、途中、運んでくる途中で運転手さんが被害を受けるとか、そうい

うことは基準局では考えておりません。そういう話のもとで、ここの現場では何が問題かというのは、今、データを示している揮発性有機化合物、揮発性です。実際、現場を掘削して積み込む前に、毎回、毎朝、掘削したら検知管でガスを測ります。測った上で持ってきます。

実際、先月、一部掘削して検知管で測っています。その時には、検知されておりません。そういうことで、そのガスの濃度についても、毎回毎回掘削した段階で検知することにしております。

住 民： 折角、新城も良くなったなと思ったら、またこういう問題が出てくると大変なものだ。

住 民： 今、揮発性とかについては、そういうことをおっしゃいましたが、そうしたら、この前の説明会では、例えば、RDFというゴミの固形化燃料も、その様物もあるということの説明を受けました。このゴミの固形化燃料というのは、生ゴミとかプラスチックとかを砕いて乾燥させて、石灰を混ぜて固めたものですが、これはダイオキシンを発生させるだけでなく、貯蔵しておくだけで、貯蔵庫で火災や爆発事故を起こしていますよね。

昨年、三重県で爆発事故があって、死傷者まで出しています。ただ貯蔵しておくだけでも、ホコリを出したり、火災を起こしたり、爆発すると。そういう、どんなゴミが混ざっているのか分からないから、どんなガスが発生するか分からないという、こういう代物も運んでくることになっているわけです。

消防関係者も、どういうガスが発生するか分からないし、どういうふうに対応したら良いか分からないと、困っているような、そういうものだから。医療廃棄物が混じったゴミを持ってくるわけです。こういうものを密閉した容器の中で運んで来て、本当に何が起きるか分からないというような状況はあると思います。

私、今、質問したいのは、先ほど、ちょっと説明があった、排ガスのことです。この説明では、立木の立ち枯れとか、そういうのは起こるのでしょうか。

私は素人なので分かりませんが。どのように判断すればよろしいですか。

山田副参事： 実際、その時、その時の煙の流れなどもあると思うのですが、実際、立ち枯れした木を見ていただければ、県の林業試験場なり、地元の方がいますが、そういう点はなかなか原因は特定できない場合もありますが、枯れた木がもしあるならば、林業試験場なり、地元の方に見てもらおうかなとは考えていました。

住 民： そうではなくて、反対にこの測定結果からいえば、立ち枯れとか、そういうのが起こるのですか？ということですか。

起こるといふふうに考えても良いのか。それとも、この結果から、そういうことが起こらないというような、そういう測定結果なのか。

山田副参事： この基準として、そこに窒素酸化物が250 ppm、それから塩化水素の場合は700とか、そういう数字が入っています。これは国で定めた基準ですが、それはクリアしていることであります。

住 民： クリアしているということと、実際に環境に悪い影響を与えるかどうかは、イコールなのですか。

山田副参事： 国の基準の定め方としては、生活環境への影響とか、人の健康被害、そういうものに影響のないものとしての基準を定めているわけです。

住 民： そうすれば、この結果だと立木が枯れたりすることにはならないという、そういうことなのですか。

山田副参事： 生活環境へ被害を起こさないということで、基準を作っておりますから。

住 民： じゃ、そういうふうに理解出来るわけですよ。そうすれば、先ほど前の方がおっしゃった、そういう立ち枯れなどは、何が原因で起きているというふうに考えますか。

山田副参事： それは、私はその事業の専門家ではありませんが、やはり立ち枯れの木の専門家に見ていただくのが一番良いと思っていました。

よく言われるのは、木を切った時に、木の切った端といいますか、林片といいますか、その部分に風があたることによって、よく枯れる、という話がありますが。その状態なのか、それはよく分かりません。やはりそれは専門家に実際に見てもらわないと思っています。

住 民： そういうことになれば、それを実証するのは、誰がやるかという。この前も少し言いましたが、それは訴えた側がしなければいけないんですよ。業者がやるわけでもないし、やってくれるわけでもないし、県がやってくれるわけでもない。こういう状態だと、健康被害を受けていると、環境被害が起きているというふうに訴えた側が、それを実証していかなければならないわけです。ましてこの場所については、REERのほかにも色んな産廃処分場だとかがあるわけです。そうすれば、何処のものでそういう健康被害、環境破壊が起きているかということを実証していかなければならない。これは、私達住民側にとっては、本当に不可能に近いような、そういうことを私

達が実証しない限り、保障してもらえないということになるわけです。

ですから、私はこの問題は、本当に大変な問題だと思います。県の考えを一方向的に押し付けて、私達に理解してくれと言っても、そのへんをきちんと、「こういう場合は県が責任を持って保障しますよ」とか言ってくれなければ、なかなか「はい、いいですよ。」というわけにはいかないのです。

だから、一旦、白紙に戻して、きちんとイロハのイから説明をして、皆さんの様々な不安に答えていただきたいと、こういうふうに言っているのです。

ですから、そこが大事な所ですので、そのへんをちゃんと考えて答えていただきたいと思います。

山田副参事： 立木の立ち枯れの話については、先ほどから私は言っていますが、ようじょうの沢も枯れたという話ですが、それはまた、枯れたものがあるのであれば、私は、県の方の林業試験場なりをお願いしたいと思っていました。

それから、そういう話があったので現場を見に行った時に、どうしても分からなくて、1キロ手前の杉林が25、6本枯れていました。あれは、後ろの山の、それを林業試験場の方に出したら、後ろの山からの水で、という話でした。そういうことで、私共の仕事というのは、あくまでもR E Rさんも絡んでいる仕事ですので、もし、その周辺でということであれば、出来る限り林業試験場なり、農林の方をお願いしてみたいと考えておりました。

林業試験場の方も、どこまで対応してくれるか分かりませんが、ある程度お願いして、それは何が原因なのか、特定できる場合、できない場合もありますが、そういうことにしたいと思っております。

住 民： これ以上やっても、どうにもならないと思っていました。

さっき、室長さんが反対であれば、搬入出来ないだろうということを話してましたので、この線はきちんとしていただきたいと。

私は、今、平岡の町会長という立場でできていました。案内の方も町会長宛てにきたものもありますし、今回、先ほど話されたように、来てすぐの回覧は出来ない。町民の方々に、至急回したのですが、期間が短かったということもありますので、なかなか来れないということもあるのです。ですから、本当に、計画は10年も掛かる事業ですので、まず、町民の方々に安心して、きちんとした説明を聞ける環境を作ってもらいたいと。そのためには、何度もお話しているように、合意を得なければ搬入はしないと。この線をきちんと守ってもらうと。それで、今度は各町会、結構ここは人口が多いですから、やはり各町会毎に説明をして、その中で町会の方々がどの様に判断するのか。ここのメンバーだけで、反対だ、賛成だということは出来ないと思いますので、町会毎への説明をして、町会で賛成なのか反対なのか。そこをきちんと出し

てもらって、それがこの地区の町会の意思としてどうなのかと。そういうことを確認してからの話し合い、全体的な話し合いとか、そういうような形が良いのかなと思っています。

結構、うちの町会でも、相当数いますので、やはり、私一人か二人で決めるということは出来ませんので、やはりそこは、町会の方々にきちんと説明していただいて、判断をしていただくというようなことをしたいと思いますので、そこをきちんとやっていただきたいと。

ですから、何度も話をしていますが、賛成を得られない状態で搬入しないと。ここだけは守ってもらわなければ、町会の方々がきちんとした形での設備などの話を聞けないということですから、ここをまずやっていただきたいと思っています。

三浦室長： 申し上げます。

先ほど、この問題、皆様方から理解を得られなければ前にはなかなか進み難いと申し上げました。各町内会のお話、20町会あるということを知っていますが、それぞれ個別に説明会をというお話、これは持ち帰って検討させていただきたいと思いません。

住 民： 先だっの説明会の中では、R E Rについて、3年間事故はなかった、という説明があったと思います。山田さんの方もそういうふうに理解していますか。

山田副参事： 特に、あの時は爆発があったとか、そういう話はありませんが、確かに、施設を作っていた段階で、改造といいますが、修理はしていたと。その話は入手しています。ところが今は、特に問題はなく操業していると。そういう施設であるという認識はしております。

住 民： それでは、先ほど鶴ヶ坂の町会の町会長さんも問題はなかったという認識だったようですが、先だっ、私の所に中で働いていた人からデータがきたわけです。それは、鎌田対策監の方に提出したはずですが。

先だっの6日に、共産党さんが行かれたのが12日でしたか。その前の日に、6日かな、行って、鎌田対策監の所に、中の人からそういう色んな、例えば、この中の節炭器の部分の破裂、バグフィルターの破裂、シュートピットの中の破裂、この写真を提供したんですけども。

山田副参事： 後で確認します。それは、何時のこととか、写真で分かるのですか。爆発したとか。

住 民： 灰が散らかった、そのサンプルもあるわけですから。

山田副参事： 例えば、節炭器ですか、その部分とかが破損しているとか。そういう写真なのですか。

住 民： そうです。先ほど、廃熱ボイラーのチューブの話がありましたが、廃熱ボイラーは確かにあったと思いますが。

山田副参事： それはまたその写真を確認しますが。

住 民： 鎌田さんは、この前会った時に、今日回答すると。健康被害を受けたそれについても、

山田副参事： その話はさっき言いましたよね。R E Rとしては、健康被害の話で和解した事実はないという、事実は入っております。それは認識しております。

住 民： ということは、示談書もないということですか。こっちにはあるんだけども。

山田副参事： R E Rさんとの話ですか。それじゃ見せていただきたいと思いますが。

住 民： 今日はないけども。

山田副参事： じゃ後で見せていただきたいと思います。もう1回確認します。

住 民： 荏原さんの方もないということね。

山田副参事： 荏原さん？

住 民： メーカーの方。

山田副参事： 荏原さんって、炉を作った、請負いした業者ですか。その話は分かりませんが、R E Rとしては、そういう和解をした事実はないと思います。

住 民： 写真があるんだ。

住 民： 下請けの業者とやっているわけだ。金が動いているわけ、300万の。結局それは、

メーカーなり、R E Rさんの方でやれば問題になるからということで、下請けの業者の方で支払した形をとっているわけ。

山田副参事： それは、R E Rさんの従業員ということですか。

住 民： R E Rの下請けと、そこで作業した。

山田副参事： 要するに、溶融処理をしていますが、その処理の作業ということですか。

住 民： そう。それで、金がないから、ダイオキシンのあれは出来なかったと。これで、白でも黒でもない。それでも300万という金が動いているわけ。何でそういうふうなこと、今は何も無いと、それは、示談書なり、それは、まあ。

山田副参事： それは後で見せていただきます。その上でまた確認します。

住 民： 地元の町会としては、今の発言、非常に重要に受け止めています。今言ったように、私達の所には、協定書はありながら、一切報告がないと。25日の時も、安全書の問題について今日口頭で申し上げたけども、ないということです。

仮に、今言ったようなことが事実とすれば、これは大変な問題です。今日たまたま、R E Rの関係者が見えていまして、はっきりした回答が出ませんが、事実とすれば、これは本当に問題である。あるいは被害が出たということであればそれも問題であるし、この公の場で明らかになったわけですから、県もそのへんの事実を確認しながら、我々のところに一つご報告をお願いしたいと。このことを是非、そのことによっては、事の重大さが出てくるわけで、事実とすれば大変なことです。

是非、明らかにしていただきたいと、このことをこの場で是非お願いをしたい。以上であります。

山田副参事： 分かりました。それも後で。

住 民： 今の立ち枯れの件も、どういうふうな経緯で、何十本も木を切ったのか。

そういうふうな状態があれば、そこを伐採してうやむやにってしまった。幾ら調べなければ分からないことだけでも、そういうことをしてうやむやにして、切ってしまっ、問題ないような顔をしているわけだ。

住 民： 示談書が出てきた場合、県の方はどういうふうにする、今のそれに対して。

山田副参事： それは示談書を見せていただいて、その上でまたR E Rさんの方に

住 民： 結局、例えば、今はそういうふうなことは一切ないと。R E Rさんの方の下請け、孫請けが分からない。そういう所からの従業員だ、実際に従事した。

山田副参事： それは関連している業者？があるということですか。

住 民： 結局、下請けだから、何年もかからなければ出てこないのかもしれないけれども、実際にそういうふうな健康被害は出ているわけさ。

山田副参事： ですから、関連した示談書に出てくる業者から話を聞きたいと思います。それしかないですね。

住 民： もしそれで出てきて、それが関連性あれば、県ではどういうふうに考えますか。

山田副参事： ですから、どういうふうな関連でと

住 民： 出てきて、R E Rさんの方で、

山田副参事： ですから、どういう話なのか、どういう事情なのか、それを聞いて上で判断するしかないと思います。今ここで、こういう場合、ああいう場合と言ってもしょうがないと。

住 民： この前行った時に、鎌田さんが今日答弁するということだったんですよ。何で来ないの今日。デタラメじゃないか、あんた達は。

山田副参事： 違います。その示談書の話は、今初めて聞いたわけです。

住 民： 示談書でなく、今の健康被害について。何で回答しに鎌田さんが来ないんだ。ここに来て説明すればいいんじゃないか。

山田副参事： ですから、その健康被害の話については、R E Rさんに確認しています。R E Rとしてはそういうことはしていないということ。

住 民： 例えば、下請けの従業員がそうであれば、どういうふうを考えるの県です。

山田副参事： ですから、それは示談書を見せていただいて、その関連する業者からも話を聞いて、その上で判断しますと。今ここで、ああだ、こうだとは言えません。それをまず見せて下さい。

住 民： 分かりました。

住 民： 事実であったら、この前、R E Rさんが来て、一切そういうことはないと言ったわけです。私達に嘘をしたということになりますので、あった場合は、やはりこれは白紙撤回してもらわなければ。

山田副参事： ですから、そういう事実があったかどうか、確認したいということです。

住 民： 確認したいと、この間、俺が言ったはずだよ。こういう事実があると。調べろって言ったろ。

山田副参事： ですから、今の示談書の話ですよ。

住 民： だからじゃないよ、この。

住 民： 30日にも、この問題が出ているのです。その前に、環境アセスメント法によっても、ちゃんと評価しろと言っている。それを怠ってきたんでしょ。現実にこの問題は出ている、この不誠実な態度は信用出来ないじゃないですか。もっと、誠実に運用していく。政治不信。それは、現在及び将来の子孫のためにも、非常に大事なことで言っているのです。そういう大事なことを曖昧に答弁してやっていくということだけを基礎にして、説明、説明と言っているだけではないんですか。その点はどうなんですか。

住 民： 要するに、はっきり嘘だということが分かれば、これは取り消すのが当たり前だと思うよ。基本的なことだもの。

山田副参事： それは、そういう意見としてお伺いしておきます。事情を調べます。

住 民： そうだ。

住 民： 何日掛かっているの、そんなものを調べるのに。給料貰っているんだろ、おい。いい加減にしるよ。

三浦室長： 先ほど、町内会ごとのお話、これについても十分検討させていただきますし、R E Rを巡る諸問題、いま聞かれました。前からお話を伺ったこともありまして、それを会社の方には確認して、今、申し上げたような検討をしたわけです。今また、新しいお話も受け賜りましたので、それはまた確認して、その結果、どういう回答が出てくるか、それを確認しながら県としての対応はしていかなければならないと思います。

私達が契約したのは、施設の許可の関係、あるいは施設の内容、そういったものを見て契約を交わしたわけでありますが、あるいはまた、現在、正常に稼働しているというような実績を見ての契約だったわけですが、それ以外の部分がもし明確に真実であるとすれば、それはまた、新しい話が出たわけですので、それはその時点で内容を検討して、対処していきたいと思います。

以上でございます。

住 民： この説明会も、我々が言って初めてお前達が動いたんだよ。

三浦室長： 環境を守る会でしたか。ご要望があって、そうでございます。

住 民： いつも同じ話だ。

三浦室長： また、説明させていただきたいと思います。色々確認しながらやらせていただきたいと思っております。

住 民： 最後に、この前も県外のゴミは県内で処理をしないという、基本的な原則みたいなものがあるということの回答を得ました。それで、この前丁度、お盆の2、3日前ですが、鶴ヶ坂のバイパスの交差点というか、戸門の所を通ったら、この写真にある20トン車の車が、7、8台ずらっと並んで交通渋滞を起こしているんです。何処のゴミ、天蓋車のあれでゴミが運ばれているのかと思って、そして色々見に行ったんですよ。そしたら、そのゴミというのは、丁度、船の博物館という所があるでしょう。同和工業という名前と、小坂という名前のある所に、大量の廃棄物があるんです。その廃棄物というのは、私は何処から来たのか分からないけども、それはきちんと何というか、封印というか、全部中の方に入れられて、なかなかストレートには見られないような形になっているんですが。それは物凄い大量のゴミです。多分、これはきちんと県の方では、県外のゴミを入れないという監視体制はきちんと学んでいると思うので、そのゴミが交通渋滞を起こすくらい、何台も並んで走っているわけですから。

それは何処に行くかということ、秋田の方に行くんです。私、大変不思議に思ったのですが、その大量のゴミが、多分私は県内ではなくて、県外なのではないかというこ

とと。これは全く同じ車です。上は密封されているんです。青森県を自由に通過して、秋田の方に行っている。そのゴミが、次回にもしか説明があれば、県内のものであるか、県外のものであるか、はっきりさせていただきたいということと、それから、県外のゴミや何かが入らない監視体制というものをどういう具合に確立してきたのかということ、ご報告いただきたいと思います。

以上です。

山田副参事： 最初の20トン車の話し、同和工業？小坂？

住 民： 建物には、同和というのと小坂という、建物、預っている、その車には書いていません。全く、この車と同じ車

山田副参事： 建物というのは？

住 民： 建物というのは、船の博物館の手前の所。

山田副参事： そこから運んでいるわけですか。

住 民： 岸壁に、ダーッと積んで、あれは鉄屑だ。

住 民： 鉄屑だけじゃないのさ。建物の中にズーッと積んであるんです。

山田副参事： そこから運んで、その20トン車、天蓋車で運んで、多分、秋田の方に運んでいるということに。

住 民： そうそう。だからずっと詰まっているんですよ。

住 民： 小坂の炭坑に持っていったる。

山田副参事： 最終処分するのかな？

住 民： いやいや、再生。

山田副参事： 再生ですか。

(一斉の発言)

山田副参事： 有価物ということですか。商品という形で、ゴミじゃないということですか。

住 民： ゴミじゃないです。

(一斉発言)

住 民： 今、同和の話が出ましたが、同和工業さんでも確か、R E Rさんと同じような入札の仕方に参加していた経緯があったと思いますが。

山田副参事： 秋田市の同和工業ですね。結局、同和工業は秋田県ですから、青森県から秋田県に持っていくとなると、秋田県にとっても県外廃棄物という話になって、秋田県にも条例があるんですよ。県外からの廃棄物について、事前の協議をしましょうと。協議して、もし良いとなっても、協力金はいただきますよと。これは青森県もありますが、お互い、青森県、秋田県がそういう条例を作っています。だから、秋田県にしてみれば県外廃棄物なんですよ。

住 民： それに、R E Rの場合は、今回2万8千円でしたか、同和さんの方では幾らでしたか。

山田副参事： 別に入札とか見積もりはしていませんから。

住 民： そもそも同和さんは入れない、そういう認識ですか。

山田副参事： そうです。入れるとすれば、県外廃棄物の事前協議とかが必要になってきますし、協力金を払うということになってきますから。そういうことでは、入札は。

住 民： 協力金は幾らですか。トン当たり幾らですか。

山田副参事： それは私、度忘れしたのですが、

住 民： 青森県の場合は幾らでしたか。

山田副参事： 何か種類が、何種類かあるんですよ。具体的な金額、ちょっと度忘れしましたが。

住 民： 仮に2万2千円だとすれば、それに1万円プラスしても、2万あれですよ、今回のあれと大して変わらないようになってきますよね。

そうすれば、わざわざ150キロを配ってくるよりも、同和だったら近くですから。

山田副参事： ですからそこは、秋田県さんにすれば、秋田県さんの側としては、県外の産業廃棄物だという認識になっているんですね。

住 民； 協力金がペイをすれば、

山田副参事： 協力金だけでなく、そういう県外産業廃棄物としての事前協議とか、そういう手続きが必要になってくるということです。秋田県に運ぼうとすれば。

住 民： しかし、岩手やなんかは、秋田でもやっているんじゃないですか。

山田副参事： 岩手は、秋田県にお願いしているのは、ドラム缶が出ているんですが、そのドラム缶の20本です。その部分だけについては、県内で処理出来ないのもので、同和に頼んだという話があります。そのほかの物については、岩手県内で処理しています。

住 民； しかし、県外でやっていることに違いはないですね。

山田副参事： 量の問題ということで、一応、秋田県でも受け入れしたと思います。トラック1台分ですが。

三浦室長： 今日もまた色々宿題もいただきましたし、持ち帰って検討するものも出て参りました。また、皆さんと十分、周知の仕方、これも何度かお叱りを受けましたので、うまくやらせていただきたいと思います。

また、こういう機会を持たせていただきたいと思いますので、今日はどうぞ、また今後ともよろしく願います。

今日は、約2時間近く、どうもありがとうございました。